11.8.8
五月号

るべき計画なれど大部分は之に賛成を称へたれば該計画は一旦は
来たれる主唱者なる北郷文平氏を代表者として客月末九名別
紙嘆願書を組織し会社へ取次方を請ひたり。
サレド会社はこれを拒絶し即日主謀者九名を解雇、二日後二名
宛を除外すべき申渡したれど被解雇者なる為
被解雇者なる為今後の運動方法を協議したり
一般職工は平常の如く出勤したれど就業せず午前八時
代表者は被解雇者の計画に成る別紙(三)要求書を会社に提出し
四時以内に回答をなしたきを迫りたれど会社は以ての外なりとて
なり。
代表者外数名全一日会社側を訪問し嘆願書の一回答を
求めたり、会社側は場合によば工場を閉鎖なれば解雇
すべ

別紙(一)

嘆願書(主謀者が組織し会社に提出せんとしたもの)

一、解雇手当制定の件(会社の都合上解雇の場合)

六ヶ月未満四十日分　一ヶ年未満六十日分

一ヶ年以上一ヶ月を増す毎に三日分　二ヶ年以上一ヶ月を増す毎に四日分

但し臨時職工に同じ

二、退職手当制定の件(職工自己の都合上退職の場合)

解雇手当の三分の一とす(六ヶ月未満は適用せず)

但し臨時職工も同一

三、請負制度改善の件

単独請負人の如何を問はず単價明示のこと

請負人の場合は時日を経て応じ最公平に分配すること